

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
比較．c o m 株式会社
代表取締役社長 渡 邊 哲 男

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年9月26日(水曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年9月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 3階『ペガサスの間』
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
- 報告事項
1. 第4期(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期(平成18年7月1日から平成19年6月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 取締役の報酬等の額の改定ならびに取締役の報酬等の内容決定の件
- 第3号議案 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.hikaku.com/ir/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や雇用環境の改善が見られ、景気は堅調に推移しております。

このような状況の中、インターネット関連市場においては、ブロードバンド環境の普及やモバイル端末におけるインターネット利用環境の向上により継続的な拡大傾向にあり、ますますインターネットが消費者の生活の中でメディアとしての影響力を増大させております。また当社グループの主要な事業領域であるインターネット広告市場においては、インターネットの広告媒体としての存在価値が確立されつつあり、多くの企業がインターネット広告業に参入し、さらにブログ、SNS、クチコミといった次世代インターネットサービスの利用者がより一層の拡大傾向にあります。

このような環境の中で、当社グループにおきましては、主要事業であるインターネット広告事業において、総合比較サイト「比較.com」を中心とした当社が運営する広告媒体のさらなるサービスの拡充を図るべく、新規サービスの開発を進めると共に、既存サービスのさらなる内容の充実やリニューアル、また各種ニュースサイトとのコンテンツ提携を行うなど、インターネットユーザーの利便性の向上に努めました。また、投資情報ポータルサイト「トレピ」等、特定の分野に特化したサービスも展開することで、当社の運営するウェブサイトの広告媒体としての価値向上と収益源の多様化を目指した事業展開を図りました。その結果、平成19年6月度においては、月間利用者数106万IPアドレス、月間総ページビュー数706万ページビューとなりました。

しかし当連結会計年度においては、当社グループの主要事業であるインターネット広告事業のうち、大きな比重を占めているアフィリエイト広告業務において、「証券会社比較サービス」をはじめとした投資関連サービスが低調に推移したことに伴う売上高の減少を上記施策がカバーするには至らず、またサービス拡充に向けた人員増およびそれに対応するための本社移転等による販売費および一般管理費の増加が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は372,753千円（前期比30.8%減）、営業損失は93,995千円（前期は253,041千円の営業利益）、経常損失は91,566千円（前期は234,349千円の経常利益）、当期純損失は102,204千円（前期は134,988千円の当期純利益）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

I. インターネット広告事業

i) アフィリエイト広告業務

アフィリエイト広告業務におきましては、総合比較サイト「比較.com」を中心とした当社の運営するウェブサイトにおいて、サービス数拡大とサービス内容の充実に取り組んで参りましたが、当業務のうち大きな比重を占める「証券会社比較サービス」を中心とした投資関連サービスの影響を受け、低調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は207,643千円（前期比51.2%減）となりました。

ii) 出店広告業務

出店広告業務におきましては、総合比較サイト「比較.com」のサービス数拡大とサービス内容の充実により出店企業数が増加し、順調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は71,259千円（前期比61.0%増）となりました。

iii) 固定広告業務

固定広告業務におきましては、当社の運営するウェブサイトの利用者数およびページビュー数の増加により、広告媒体としての価値が順調に高まっており、また営業力の強化を図ったことにより順調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は87,325千円（前期比31.4%増）となりました。

iv) 代理店業務

代理店業務におきましては、当社の運営するウェブサイト上での宿泊予約業務および連結対象である比較.comサービス有限会社による生命保険および損害保険の新規契約数が増加し、売上高の増加に寄与しました。

これらを合算して、当連結会計年度の売上高は1,210千円（当連結会計年度より当業務を新設したため、前期比データはございません）となりました。

v) その他業務

その他業務におきましては、当社の運営するウェブサイトへの広告出稿企業数が順調に増加し、特集広告料金やバナー制作料金、初期設定料金など広告出稿時に付随して発生する売上高が順調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,313千円（前期比117.8%増）となりました。

II. アプリケーションサービス事業

有限会社プラスアルファを100%子会社化し、来期に向けた新しい事業展開に着手いたしました。

なお、平成19年6月29日付にて連結子会社となったため、売上高および利益は計上されておりません。

（注）当セグメントは当連結会計年度より新設しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、17,192千円であり、その主なものは、サーバーおよびネットワーク関連機器等への投資6,495千円と、本社移転に係る建物附属設備10,697千円であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権（ストックオプション）の行使により新株式を発行した結果、6,000千円の資金を調達いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成19年6月29日付で、有限会社プラスアルファの株式を全株取得し、完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分	第1期 (平成16年6月期)	第2期 (平成17年6月期)	第3期 (平成18年6月期)	第4期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	538,870	372,753
当期純利益及び 純損失(△) (千円)	—	—	134,988	△102,204
1株当たり当期純利益及 び純損失(△) (円)	—	—	4,724円18銭	△3,252円44銭
純 資 産 (千円)	—	—	1,899,211	1,803,007
総 資 産 (千円)	—	—	2,026,871	1,885,835
1株当たり純資産額 (円)	—	—	60,523円00銭	56,591円56銭

- (注) 1. 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第3期より、連結計算書類を作成しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は平成17年11月29日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。なお、第3期の1株当たり指標は、期首に分割が行われたものとして計算しております。

②当社の財産および損益の状況

区 分	第1期 (平成16年6月期)	第2期 (平成17年6月期)	第3期 (平成18年6月期)	第4期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	38,612	245,881	538,827	371,711
当期純利益及び 純損失(△) (千円)	5,682	61,540	136,014	△101,787
1株当たり当期純利益及 び純損失(△) (円)	51,195円62銭	7,095円60銭	4,760円07銭	△3,239円18銭
純 資 産 (千円)	15,182	90,222	1,900,237	1,804,449
総 資 産 (千円)	21,945	154,019	2,027,850	1,854,195
1株当たり純資産額 (円)	79,909円02銭	6,590円42銭	60,555円67銭	56,636円82銭

- (注) 1. 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第1期は設立年度であるため、決算期間は平成15年8月4日から平成16年6月30日までとなっております。
3. 第1期および第2期の売上高には、消費税等が含まれております。

4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 当社は平成17年6月14日付で普通株式1株を5株に、平成17年11月29日付で普通株式1株を2株に株式分割しており、第2期および第3期の1株当たり指標は、期首に分割が行われたものとして計算しております。なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標は以下のとおりであります。

区 分	第1期 (平成16年6月期)	第2期 (平成17年6月期)
1株当たり当期純利益	7,990円90銭	3,295円21銭
1株当たり純資産額	5,119円56銭	3,547円80銭

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
比較. comサービス有限会社	4,500千円	100%	生命保険募集業および損害 保険代理業
有限会社プラスアルファ	3,000千円	100%	ソフトウェアの開発および 販売

(4) 対処すべき課題

インターネット利用者の増加およびブロードバンドの普及により、インターネットを利用したユーザーの情報収集や購買活動は今後もさらに拡大していくと思われます。これに伴い当社グループと同様の事業に参入する競合者は増加し、同時に業界内での競争も激化してくることが予想されます。これに対処して当社の地位をさらに強固なものとするべく、より一層のサービスとシェアの拡大を目指していく所存であります。

今後事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

①集客手法の多様化・効率化

当社グループの現状の集客活動は、インターネット上の大手ポータルサイトと検索エンジン等からの集客を中心としております。今後も大手ポータルサイトや検索エンジンへの広告出稿による集客は重要であると考えておりますが、広告媒体と集客方法の多様化を図り、同時に費用対効果をより高めるように努めて参ります。

②サービスレベルの向上

競争力を強化し、インターネットユーザーの利用増加を促すために、当社グループのサービスの品質を総合的に充実させるための努力を継続していく必要があります。特に掲載コンテンツを拡充し、ユーザビリティの向上を図っていくことが当社グループの継続的な発展に必要な不可欠であると考えております。また新規サービスの開発も併せて進め、メディア媒体として、よりユーザーニーズに応えられるウェブサイト作りを目指して参ります。

③営業力の強化

当社グループはこれまで比較サイト運営の分野において他社と価格競争等に陥ることはほとんどありませんでした。しかしながら市場の拡大に伴い、同業界での競争がより激化するものと考えられます。

このような環境の中、既存の取引先とビジネスパートナーとして信頼関係を保ちながら深耕を進めることで、広告単価のアップを図り、収益を拡大させていく必要があります。また新規取引先の開拓も引き続き実施し、当社の運営するウェブサイトのサービス内容をさらに充実させていく必要があります。このように、これまでに蓄積してきたノウハウを効果的に活かした営業力の強化が不可欠であると考えております。

④優秀な人材の確保および育成

当社グループが展開しておりますビジネスは、従業員一人ひとりが生活者（ユーザー）の視点でニーズ、ウォンツを感じ取り、企画・開発する企画実

行力とビジネスへと昇華する知識と経験、ビジネスセンスが求められており、個人の感性や経験等によって事業展開の確実性、スピード、サービス内容の質に影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。優秀な人材にとって魅力ある会社作りを行うために労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準および成果に連動した給与体系の構築や教育研修の充実に力を入れて参ります。採用においては、中途採用および新卒採用を積極的に継続することによって人員体制の拡充を図って参ります。

⑤組織体制の整備

当社グループは、高成長を維持し、継続的に企業価値を拡大していくためには、事業の規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であると認識しております。優秀な人材の確保とバランスの取れた組織体制の整備に配慮し、持続的な成長を実現していく所存であります。

⑥内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは社歴が浅く、組織人員も平成19年6月30日現在において、取締役3名、監査役3名、従業員38名およびパートタイマー13名と少ないため、内部統制もこの規模に応じたものとなっております。昨今の急激な業務拡大に対応するため、組織体制の整備と共に内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実および向上に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（平成19年6月30日現在）

当社グループは、当社および連結子会社2社（比較.comサービス有限会社、有限会社プラスアルファ）の計3社で構成され、事業内容は、インターネット広告事業およびアプリケーションサービス事業を行っております。

①インターネット広告事業

インターネット広告事業におきましては、総合比較サイト「比較.com」の運営を主要とした広告媒体の運営を行っております。「比較.com」においては、旅行、ショッピング、生活、学び、自動車・バイク、投資、保険、金融、不動産、ビジネス、エンターテインメントといった様々な分野の商品・サービスに関する情報を、インターネットユーザーの視点、ニーズに沿って整理した比較検索サービスを提供しており、平成19年6月30日現在65の比較検索サービスを運営しております。また当社ウェブサイトは、比較検索サービスを提供するのみでなく、簡単に資料請求や見積り請求、申し込み、予約、購買等の手続きができるように構成されております。さらに、投資に関するQ&Aコミュニティ「トレピ」や旅行に関する総合検索サイト「比較.comトラベ

ル」等特定の分野に特化したサービスも展開することで、インターネットユーザーの利便性をより高められるようサービスを展開しております。

当事業においては、業務活動の区分を以下のように分類しております。「アフィリエイト広告業務」を主要とし、報酬体系により業務区分を「出店広告業務」「固定広告業務」「代理店業務」「その他業務」に分類しております。なお、比較.comサービス有限会社は、保険業法に基づく損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務を行っております。

I. アフィリエイト広告業務

当業務は、当社グループの運営するウェブサイトを広告媒体として、インターネット広告を掲載する業務を行っております。当業務では、ある一定の成果（資料請求、見積り請求、申し込み、予約、購買等）が発生した場合にのみ、その成果に応じた広告料（アフィリエイト報酬）を収益として得ており、提供するサービスの形態により「顧客誘導サービス」と「情報配信サービス」の2つの区分に分類されます。

i) 顧客誘導サービス

当サービスは、当社ウェブサイト上に掲載された広告を通じて、インターネットユーザーを広告主のウェブサイトへ誘導するものであります。その結果として、誘導したウェブサイト内においてある一定の成果が発生した実績に応じて、アフィリエイト報酬を得ております。

ii) 情報配信サービス

当サービスは、インターネットユーザーが必要としている商品・サービスを当社のウェブサイトを通じて一括して複数の広告主に情報配信ができるサービスであります。成果が発生した実績に応じて、アフィリエイト報酬を得ております。

II. 出店広告業務

当業務は、定額料金にて当社ウェブサイトへの広告掲載を提供するものであります。

III. 固定広告業務

当業務は、当社のウェブサイトにはバナー広告やテキスト広告の掲載を固定料金で提供するものであります。

IV. 代理店業務

当業務は、当社ウェブサイト上での宿泊予約業務ならびに生命保険および損害保険の募集に関する業務を行うものであります。

V. その他業務

当業務は、前記Ⅰ～Ⅲのサービスを参加企業と展開する際に発生する初期設定料や広告制作料など、広告出稿に付随して一時的に発生する業務であります。

②アプリケーションサービス事業

アプリケーションサービス事業におきましては、主にホテルや旅館等の宿泊施設に対して、宿泊予約サイトコントローラー「手間いらず」を中心としたアプリケーションの提供を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成19年6月30日現在）

- ①本社 東京都渋谷区
- ②連結子会社
 - 比較.comサービス有限会社 東京都渋谷区
 - 有限会社プラスアルファ 埼玉県春日部市

(7) 使用人の状況（平成19年6月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
インターネット広告事業	38 (5) 名	15名増
アプリケーションサービス事業	一名	－
合計	38 (5) 名	15名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増	平均年齢	平均勤続年数
38 (5) 名	15名増	28.2歳	1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成19年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000株
- ② 発行済株式の総数 31,860株
- ③ 株主数 2,125名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を保有する大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
渡 邊 哲 男	25,300株	79.4%

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年6月30日現在）
 - ・ 発行決議日 平成17年4月1日
 - ・ 新株予約権の数 48個
 - ・ 新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式 480株
 - ・ 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
 - ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個あたり125,000円（1株あたり12,500円）
 - ・ 権利行使期間
平成19年4月2日から平成27年4月1日まで
 - ・ 新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 - ロ. 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	48個	480株	1名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（平成19年6月30日現在）
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況 (平成19年6月30日現在)

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	渡 邊 哲 男	比較.comサービス有限会社 代表取締役社長 有限会社プラスアルファ 代表取締役社長
取 締 役	福 岡 範 洋	営業部長 比較.comサービス有限会社 取締役 有限会社プラスアルファ 取締役
取 締 役	鈴 鹿 勝 章	株式会社エムイーネット 代表取締役社長 レスキュージャパン株式会社 代表取締役社長 有限会社C2Nスズカ 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	風 間 常 勸	
監 査 役	松 澤 進	公認会計士 有限会社e-report 取締役
監 査 役	林 謙	

- (注) 1. 取締役鈴鹿勝章氏は社外取締役であります。
2. 監査役風間常勸氏、監査役松澤進氏および監査役林謙氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松澤進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役分)	3名 (1名)	23,211千円 (450千円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	3名 (3名)	3,105千円 (3,105千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (4名)	26,316千円 (3,555千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年12月15日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年12月15日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係
- 取締役鈴鹿勝章氏は、株式会社エムイーネット、レスキュージャパン株式会社および有限会社C2Nスズカの代表取締役社長を兼務してお

ります。なお、前記各社と当社との重要な取引等の関係はございません。

- ・監査役松澤進氏は、有限会社e-reportの取締役を兼務しております。なお、有限会社e-reportと当社との重要な取引等の関係はございません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役鈴木勝章氏は、株式会社フィールドワンの社外監査役であります。
- ・監査役松澤進氏は、テックファーム株式会社および株式会社リアリストティックマグナムズの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鈴木勝章	12回	100%	—	—
監査役 風間常勸	16回	100%	6回	100%
監査役 松澤進	14回	88%	4回	67%
監査役 林 譲	12回	100%	5回	83%

(注) 取締役鈴木勝章氏および監査役林譲氏は平成18年9月27日に新たに選任されたため、選任日以降に開催された取締役会および監査役会を基準に出席率を算定しております。

(取締役会および監査役会における発言の状況)

- ・取締役鈴木勝章氏は、経営全般についての豊富な経験から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役風間常勸氏は、広告業に関する豊富な経験と長年の監査役としての経験から、取締役会において、議案審議に必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役として監査状況の報告および取締役の職務執行全般に係る事項等に関して発言しております。
- ・監査役松澤進氏は、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、意思決定の適正性、妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、主に財務・会計の見地から取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言しております。
- ・監査役林譲氏は、企業経営者としての長年の経験を活かし、取締役会において、取締役の職務執行および取締役会の決議が適法性、妥当性を確保するよう適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において、主に

コンプライアンス・リスク管理等の見地から取締役の職務執行に係る事項について発言を行っております。

二. 報酬等の総額

当該事業年度における社外役員への報酬等の総額は、3,555千円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は20,000千円又は監査受託者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委託者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築いたします。コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営企画室が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。

また内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役および監査役に報告いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令および社内規程に従い適切に保存・管理いたします。取締役、監査役および内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画室が行い、その実効性を確保いたします。

新たに生じた重要なリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i) 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行いたします。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置いたします。

ii) 中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講じます。

- ⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理いたします。また、内部監査担当者は必要に応じて、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行います。

- ⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者と協議の上、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。また監査役の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

- ⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとします。また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとします。

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社および当社グループの監査の実効性を確保するものとします。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに監査法人に対して報告を求めることができることとします。

連結貸借対照表

(平成19年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,464,522	流動負債	82,828
現金及び預金	1,335,509	未払金	37,217
売掛金	70,850	未払費用	12,285
前渡金	696	未払法人税等	18,058
前払費用	4,118	未払消費税等	3,510
未収法人税等	48,133	前受金	1,555
未収消費税等	4,026	預り金	8,684
繰延税金資産	1,560	ポイント引当金	1,517
その他	655		
貸倒引当金	△1,028		
固定資産	421,313	負債合計	82,828
有形固定資産	15,896	純資産の部	
建物及び構築物	9,182	株主資本	1,803,007
工具器具及び備品	6,713	資本金	706,000
無形固定資産	367,619	資本剰余金	997,000
のれん	367,619	利益剰余金	100,007
投資その他の資産	37,797	純資産合計	1,803,007
差入敷金保証金	37,797		
その他	272		
貸倒引当金	△272		
資産合計	1,885,835	負債純資産合計	1,885,835

連結損益計算書

（平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売 上 高		372,753
売 上 原 価		92,476
売 上 総 利 益		280,277
販売費及び一般管理費		374,273
営 業 損 失		93,995
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,341	
そ の 他	87	2,428
経 常 損 失		91,566
税金等調整前当期純損失		91,566
法人税、住民税及び事業税	1,306	
法人税等調整額	9,330	10,637
当 期 純 損 失		102,204

連結株主資本等変動計算書

(平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成18年6月30日 残高	703,000	994,000	202,211	1,899,211	1,899,211
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	3,000	3,000		6,000	6,000
当 期 純 損 失			△102,204	△102,204	△102,204
連結会計年度中の変動額合計	3,000	3,000	△102,204	△96,204	△96,204
平成19年6月30日 残高	706,000	997,000	100,007	1,803,007	1,803,007

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 比較.comサービス有限会社
有限会社プラスアルファ

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

有限会社プラスアルファは平成19年6月29日付けで株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具器具及び備品 4～15年

② 引当金の計上基準

貸倒引当金 売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

投資効果の及ぶ期間（8年）にわたり償却しております。

(7) 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法の変更

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,942千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	31,380株	480株	一株	31,860株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行480株であります。

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年4月1日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	480株
新株予約権の残高	48個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 56,591円56銭

1株当たり当期純損失 3,252円44銭

5. 重要な後発事象に関する注記

平成19年8月10日開催の取締役会において、当社グループの事業領域拡大のため、もっとネクスト株式会社の株式取得に関する契約を締結することについて決議いたしました。

本株式取得により、もっとネクスト株式会社は平成20年6月期より連結子会社となります。

株式取得の概要等

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 商号 | もっとネクスト株式会社 |
| (2) 主な事業内容 | インターネットのウェブサイトの企画および制作
事業 |
| (3) 資本金 | 3,000千円 |
| (4) 発行済株式総数 | 300株 |
| (5) 株式取得日 | 平成19年8月15日 |
| (6) 異動前の所有株式数 | 0株（所有割合0%） |
| (7) 取得株式数 | 300株（取得価額21,000千円） |
| (8) 移動後の所有株式数 | 300株（所有割合100%） |

貸借対照表

(平成19年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,371,002	流動負債	49,746
現金及び預金	1,275,649	未払金	29,861
売掛金	38,872	未払費用	12,285
前渡金	696	前受金	1,555
前払費用	4,013	預り金	4,526
未収法人税等	48,133	ポイント引当金	1,517
未収消費税等	4,026		
その他	498	負債合計	49,746
貸倒引当金	△887	純資産の部	
固定資産	483,193	株主資本	1,804,449
有形固定資産	15,896	資本金	706,000
建物及び構築物	9,182	資本剰余金	997,000
工具器具及び備品	6,713	資本準備金	997,000
投資その他の資産	467,297	利益剰余金	101,449
関係会社株式	429,700	その他利益剰余金	101,449
差入敷金保証金	37,597	繰越利益剰余金	101,449
その他	272		
貸倒引当金	△272	純資産合計	1,804,449
資産合計	1,854,195	負債純資産合計	1,854,195

損 益 計 算 書

(平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		371,711
売 上 原 価		92,476
売 上 総 利 益		279,235
販売費及び一般管理費		373,424
営 業 損 失		94,189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,341	
そ の 他	627	2,968
経 常 損 失		91,220
税 引 前 当 期 純 損 失		91,220
法人税、住民税及び事業税	1,236	
法人税等調整額	9,330	10,567
当 期 純 損 失		101,787

株主資本等変動計算書

（平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年6月30日 残高	703,000	994,000	203,237	1,900,237	1,900,237
当期変動額					
新株の発行	3,000	3,000		6,000	6,000
当期純損失			△101,787	△101,787	△101,787
当期変動額合計	3,000	3,000	△101,787	△95,787	△95,787
平成19年6月30日 残高	706,000	997,000	101,449	1,804,449	1,804,449

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具器具及び備品 4年～15年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。

(5) 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法の変更

平成19年度の法人税改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,942千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

① 売上高 120千円

② 営業取引以外の取引高 540千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	31,380株	480株	一株	31,860株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行480株であります。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年4月1日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	480株
新株予約権の残高	48個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

未払監査報酬	813千円
貸倒引当金繰入超過額	135千円
ポイント引当金繰入超過額	617千円
一括償却資産損金算入限度超過額	167千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	101千円
繰越欠損金	41,421千円
繰延税金資産合計	43,257千円
評価性引当額	△43,257千円
繰延税金資産合計	一千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	56,636円82銭
1株当たり当期純損失	3,239円18銭

8. 重要な後発事象に関する注記

平成19年8月10日開催の取締役会において、当社グループの事業領域拡大のため、もっとネクスト株式会社の株式取得に関する契約を締結することについて決議いたしました。

本株式取得により、もっとネクスト株式会社は平成20年6月期より連結子会社となります。

(1) 商号	もっとネクスト株式会社
(2) 主な事業内容	インターネットのウェブサイトの企画および制作事業
(3) 資本金	3,000千円
(4) 発行済株式総数	300株
(5) 株式取得日	平成19年8月15日
(6) 異動前の所有株式数	0株（所有割合0%）
(7) 取得株式数	300株（取得価額21,000千円）
(8) 移動後の所有株式数	300株（所有割合100%）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 8 月29日

比較.com株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 唐 澤 洋 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 沼 田 徹 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、比較.com株式会社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、比較.com株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 8 月29日

比較.com株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 唐 澤 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 沼 田 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、比較.com株式会社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか否かを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年8月30日

比較. c o m株式会社 監査役会

常勤監査役 風 間 常 勸 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 松 澤 進 ⑩

社外監査役 林 讓 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
みねぎきようすけ 峰崎 揚 右 (昭和48年4月19日生)	平成11年4月 日本オラクル株式会社入社 平成13年7月 カーポイント株式会社 (現 株式会社カービュー) 入社 平成17年8月 株式会社インデックス入社 平成17年9月 ポイントオン株式会社転籍 現在に至る	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 峰崎揚右氏は、新任取締役候補者であります。

第2号議案 取締役の報酬等の額の改定ならびに取締役の報酬等の内容決定の件

会社法（平成17年法律第76号）の施行後、会社役員に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、会社法第361条の規定および従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情を考慮し、以下の要領により当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権を年額5千万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。現在の取締役は3名であります。第1号議案のご承認を賜りますと、取締役は4名となります。なお、ここでの報酬額は、平成17年12月15日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内とする旨ご承認いただいておりますものとは別枠であり、この報酬には、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まないものといたします。

1. 取締役に対して報酬等として新株予約権を発行する理由

当社取締役が株主の皆様と利益意識を共有し、また当社の中長期的な株主価値の増大と報酬を連動させ、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）にストックオプションとして新株予約権を付与いたしたいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式160株を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。なお、新株予約権発行日（以下、「発行日」という）後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数を調整できるものとする。

(2) 新株予約権の総数

160個を新株予約権の総数の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合、1個当たりの目的となる株式の数は同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における、東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が発行日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

なお、発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる

1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日後に当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額を調整できるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

(5) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。
- ② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(6) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容に関しては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

第3号議案 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、業容および健全な経営体質の確立と株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションとして当社従業員および当社子会社の取締役および従業員に対して、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式340株を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。なお、新株予約権発行日（以下、「発行日」という）後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数を調整できるものとする。

(2) 新株予約権の総数

340個を新株予約権の総数の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合、1個当たりの目的となる株式の数は同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における、東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が発行日の当社普通株式の

普通取引の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日後に当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額を調整できるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

(6) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

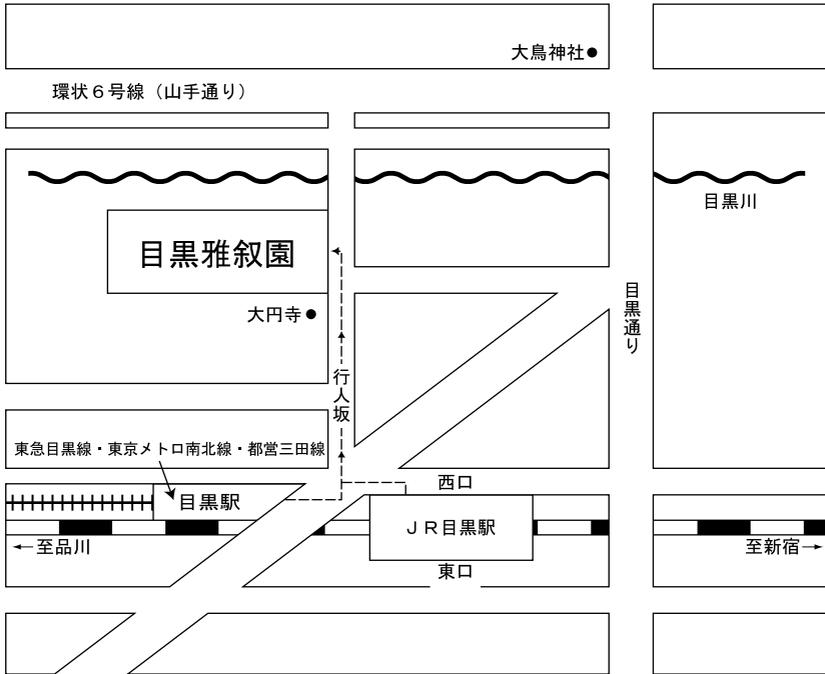
(7) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容に関しては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
目黒雅叙園 3 階『ペガサスの間』
電話 (03) 3491-4111 (代表)



J R 山手線・東急目黒線・東京メトロ南北線・都営三田線目黒駅より徒歩3分